

長久手市空家等対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下、「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画を策定するため、長久手市空家等対策計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等対策計画策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、行政手続等に関して学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任される事ができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第7条 委員会は、原則、公開とする。ただし、委員会は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合、委員長が必要と認めるときは、

出席委員の意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長において定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。